

姫路市学校給食用物資調達要領

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市が発注する学校給食に使用する食材等の物資の調達を適正かつ円滑に行うため、姫路市物品取扱規則（昭和63年規則第10号）その他に定めのある場合を除き、当該物資の調達に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給食用物資 学校給食に使用する食材等の物資であつて、姫路市が指定する要件を満たしたものをいう。
- (2) 登録者 姫路市学校給食用物資納入業者登録制度実施要領（以下「納入業者登録制度実施要領」という。）第9条に規定する姫路市学校給食用物資納入業者登録名簿に登録されている者をいう。

(給食用物資の要件)

第3条 姫路市が調達する給食用物資は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 姫路市学校給食用物資登録表（様式第1号。以下「物資登録表」という。）に登録されている給食用物資（以下「登録物資」という。）であること。
- (2) 物資登録表に登録されていない食材等の物資にあつては、姫路市が別に定める仕様書に規定する要件を全て満たしている給食用物資（以下「登録外物資」という。）であること。

(給食用物資の登録)

第4条 姫路市は、成分、品質、規格、安全性、作業性等を勘案して学校給食で使用するに適していると認められた食材等の物資について、物資登録表に登録することができる。

2 登録者のうち、物資登録表へ給食用物資を登録しようとする者（以下「物資登

録申請者」という。)は、姫路市学校給食用物資登録申請書(様式第2号。以下「物資登録申請書」という。)により申請をしなければならない。

3 物資登録申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 食品内容明細書
- (2) その他市長が指定する資料

4 姫路市は、登録者から物資登録申請書及び添付書類の提出があった場合で、その内容を審査し、給食用物資として適していると認めるときは、物資登録表に当該物資を登録し、及び姫路市ホームページで公表する。

5 前項に規定する審査の結果については、同項に規定する公表をもって通知に代えるものとする。

(見本品)

第5条 姫路市は、前条第2項に規定する給食用物資の登録申請に当たり、物資登録申請者に見本品の提出を求めることができる。この場合において、当該見本品に係る経費は、物資登録申請者の負担とする。

(登録物資の登録抹消)

第6条 姫路市は、登録物資が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該物登録資を物資登録表から抹消することができるものとする。

- (1) 製造中止等の事由により、調達ができなくなったとき。
- (2) 成分、規格等の変更その他の理由により、学校給食での使用に適さないと認められたとき。

(納入業者の選定)

第7条 給食用物資を納入する者(以下「納入業者」という。)は、入札又は見積合わせ(以下「入札等」という。)により選定する。

2 前項の規定にかかわらず、給食用物資の産地や品質、供給能力等を勘案して選定する必要がある場合、その他特別な理由がある場合は、市長が別に定める方法で納入業者を選定することができる。

(入札等の実施)

第8条 納入業者選定に係る入札等は、姫路市契約規則(昭和62年規則第29号

)の規定に基づき実施する。

2 入札等は、給食用物資1品目ごとに行い、消費税を含まない単位単価により行うものとする。

(給食用物資搬入に係る仕様書)

第9条 姫路市は、給食用物資の調達に当たり、当該物資の梱包や搬入の時間等納入条件に係る仕様書(以下「納入仕様書」という。)を定めるものとし、納入業者は、当該納入仕様書の定めに従い、給食用物資を納入しなければならない。

2 給食用物資の納入に際し、納入仕様書に定めのない条件を付す場合は、別の書面をもって指示するものとする。

(給食用物資の発注及び納入)

第10条 姫路市は、給食用物資の発注に当たっては、納入数量及び納入期日を記載した給食用物資の発注書を納入業者に送付するものとする。ただし、給食人員の変更等により納入数量に異動が生じた場合は、異動後の発注書の送付をもって物資納入の変更等を指示するものとする。

2 納入業者は、納品書を添えて給食用物資を納入しなければならない。

(検収等)

第11条 納入業者から給食用物資の納入があった場合は、姫路市の検収担当者が納品書、現品及び発注書を照合して確認するとともに、量目、鮮度、衛生状態等について十分な点検、確認を行い、適格と認められた給食用物資について納入を受けるものとする。

2 納入された給食用物資に数量の過不足、不良その他不適格な事項を認めた場合は、納入業者は、これを交換、追加又は返却対応しなければならない。検収後においても、また同様とする。

(代金の請求及び支払)

第12条 納入業者は、各月に検収を受けた物資について、月末締めとして、次の書類を提出し、代金を請求するものとする。

(1) 納品書

(2) 請求書

2 姫路市は、前項の請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に代金を支払うものとする。

(納入資格の停止)

第13条 姫路市は、納入業者又は登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札等の参加資格（以下「納入資格」という。）を停止することができる。

(1) 納入された給食用物資が原因となり、若しくは原因とみられる食中毒等の事故が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。

(2) 納入された給食用物資が見本品と異なり、又は指定された規格等に適合しないと認められ、当該納入物資について交換等の指示をしたにもかかわらず、それに応じなかったとき。

(3) 著しく品質の劣る給食用物資の納入が連続して3回続いたとき

(4) 給食用物資の納入に際し、納入仕様書等の姫路市の指示事項を遵守されないことが連続して3回続いたとき。

(5) 明らかに入札等に参加の意思がないと認められたとき。

(6) 納入業者登録制度実施要領第4条に規定する登録者の要件を満たしていないことが判明したとき。

(7) 納入業者登録制度実施要領第11条に規定する事項が遵守されないとき。

2 前項の規定により納入資格の停止をする場合は、姫路市学校給食用物資納入資格停止通知書（様式第3号）により、対象者に通知するものとする。

3 第1項の規定により納入資格を停止する期間は、処分決定の日から3か月とする。

4 納入資格の停止処分を受けた者が、給食用物資を納入しようとする場合は、前項に規定する期間の経過後、姫路市学校給食用物資納入資格再開申請書（様式第4号。以下「納入資格再開申請書」という。）を提出しなければならない。

5 姫路市は、納入資格再開申請書の提出があった場合は、内容を審査し、妥当と認めるときは、納入資格の停止処分を解除するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、給食用物資の調達及び納入に関し必要な

事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の要領による給食用物資の物資登録表への登録その他給食用物資の調達のために必要な準備行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

姫路市学校給食用物資登録申請書

年 月 日

(宛先)姫路市長

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職・氏名 _____

下記の物資について、姫路市学校給食用物資登録表に登録をしたいので、申請します。

登録する配送地区			
1	商品名		
	規 格		
	製造元又は販売元	住所	
		(TEL)	
名称			
2	商品名		
	規 格		
	製造元又は販売元	住所	
		(TEL)	
名称			
3	商品名		
	規 格		
	製造元又は販売元	住所	
		(TEL)	
名称			
4	商品名		
	規 格		
	製造元又は販売元	住所	
		(TEL)	
名称			
5	商品名		
	規 格		
	製造元又は販売元	住所	
		(TEL)	
名称			

- (添付書類) ・ 食品内容明細書
 ・ その他、市長が指示する書類(必要な場合は、別に案内します。)

様式第3号(第13条関係)

姫路市学校給食用物資納入資格停止通知書

年 月 日

様

姫路市長

姫路市学校給食用物資調達要領第13条の規定により、学校給食用物資の納入資格を停止しますので、下記のとおり通知します。

1. 処分の事由
2. 処分の決定日
3. 納入資格の停止期間

姫路市学校給食用物資納入資格再開申請書

年 月 日

(宛先)姫路市長

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

姫路市学校給食用物資調達要領第13条の規定により、学校給食用物資の納入資格の再開を申請します。

納入資格の停止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
添付書類	

※ 申請に添付書類が必要な場合は、姫路市が別に案内をします。